

県民意見整理台帳

「かながわ国際施策推進指針(改定素案)」に関する意見及びこれに対する県の考え方

1 募集期間

令和5年10月26日(木曜日)から令和5年11月24日(金曜日)まで

2 意見件数

87件

3 意見の内容分類

区 分		延べ件数
1	基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」に関する意見	43
2	基本目標2「神奈川の強みを生かした国際展開」に関する意見	3
3	基本目標3「グローバル人材などの活躍促進」に関する意見	13
4	基本目標4「非核・平和意識の普及」に関する意見	3
5	基本目標5「県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進」に関する意見	0
6	指針全体に関する意見	12
7	その他	13
合計		87

4 意見の反映状況

区 分		延べ件数
A	指針(改定案)に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。)	20
B	ご意見のあった施策等には既に取り組んでいます。	14
C	ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。	42
D	指針(改定案)に反映できません。	3
E	その他(質問・感想等)	8
合計		87

■意見区分

- 1 基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」に関する意見
- 2 基本目標2「神奈川の強みを生かした国際展開」に関する意見
- 3 基本目標3「グローバル人材などの活躍促進」に関する意見
- 4 基本目標4「非核・平和意識の普及」に関する意見
- 5 基本目標5「県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進」に関する意見
- 6 指針全体に関する意見
- 7 その他

■反映区分

- A 指針(改定案)に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。)
- B ご意見のあった施策等には既に取り組んでいます。
- C ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。
- D 指針(改定案)に反映できません。
- E その他(質問・感想等)

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	1	外国籍県民等に対して、国・県・市としてサポートはするが、ここは外国籍県民等にとって母国ではなく、あくまで外国であることを自覚し、行動してもらう必要がある。日本の制度等に理解を促進するため、出入国在留管理庁が発行している「生活・就労ガイドブック」を県が印刷し、市町村に発送してもらう。	C	生活・就労ガイドブックについては、県のウェブサイトに掲載しておりますが、外国籍県民等の皆様に情報が届くよう、引き続き取り組んでまいります。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
2	1	次のことを国に要望されたい。 日本の制度等を事前に理解してもらうために、外務省において、ビザ発給時に出入国在留管理庁が発行している「生活・就労ガイドブック」(対応している言語はその該当国、英語、フランス語が公用語は国・地域は英語、フランス語)を手交すること。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
3	1	出入国在留管理庁が発行している「出入国在留管理庁パンフレット(出入国在留管理のしおり)」を毎年更新したら、県内各相談窓口や留学生が多い大学等に配布するよう要望してはどうか。あわせて、現在ある日本語と英語版のほか、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ネパール語にも翻訳し、HPで公開するとともに、各相談窓口に配布を要望してはどうか。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
4	1	国等が実施している以下の事業を「こんにちは神奈川」及び「公益財団法人かながわ国際交流財団」のフェイスブックでより一層の広報を強化することによって市町村を支援するとともに本県全体の多文化共生、国際協力・交流を深化することができる。 ・内閣府 青年国際交流事業 ・法務省人権擁護局フェイスブック ヘイトスピーチ ・法務省出入国在留管理庁 ・総務省 国勢調査 ・厚生労働省 企業合同説明会、外国人就労・定着支援研修 ・県・横浜市 外国等につながる人々に対する介護研修 ・文部科学省 フルブライト交流事業 ・トビタテ! 留学JAPAN ・JICA横浜	B	基本目標1「施策の方向(1)外国籍県民等がくらしやすい環境づくり」で、「こんにちは神奈川」や(公財)かながわ国際交流財団と連携した広報を行っておりますが、今後も多文化共生の地域社会づくりや国際交流・協力の推進に向けた情報発信に努めてまいります。
5	1	高等学校、中等教育学校に在籍している就職を希望する外国につながる子どもたち(外国籍のみ、在留資格制限あり)に対して、厚生労働省の外国人就労・定着支援研修を紹介することによって、より高度な日本語力を得られることが期待されるので、県教育局と厚生労働省の連携を進める必要がある。	C	外国につながるのある子どもたちの進路に係る支援の充実は重要であり、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
6	1	外国につながる子どもたちをいきなり小・中学校に入学させるのではなく、プレスクールで一定期間学んだあとに、小・中学校に入学した方が、子どもたち、受け入れる小・中学校双方にメリットがあると考えられる。そこで指定都市以外の市町村に対してプレスクール開設を後押ししてはどうか。	C	外国につながるのある子どもたちへの支援は重要であり、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
7	1	ヘイトスピーチについては、かながわ人権施策推進指針に詳細が記載されているが、それを踏まえて相当な分量を記載してはどうか。	B	他の記載すべき事項と比較衡量した分量を記載しています。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
8	4	基本目標4「非核・平和意識の普及」では、地球市民かながわプラザで実施しているカナガワビエンナーレ国際児童画展をはじめとする平和普及事業を明記してはどうか。	A	基本目標4「施策の方向(15)非核・平和意識の普及」の取組に、地球市民かながわプラザで実施している国際平和展示事業を記載しました。
9	1	生活援護課が所管している、中国残留邦人生活支援給付費、中国残留邦人等自立支援事業費、中国残留邦人等地域生活支援事業費、外国籍県民等福祉給付金助成事業費補助などを基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」の「(1)外国籍県民等がくらしやすい環境づくり」に位置付けてはどうか。	D	ご意見の趣旨に関しては、中国残留邦人等に関する支援を実施しておりますが、対象者が限定的であることから、当指針への掲載はしていません。
10	1	県税の納税通知書を発付する際に、把握している範囲内で、母語とやさしい日本語の書面を添付することによって、税に対する理解が深まり、納税の促進につながることを期待される。	C	県税に係る情報については県公式サイト「県税便利帳」において発信しております。翻訳機能を利用することにより県税の情報を確認いただけるものと認識していますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
11	3	基本目標3「グローバル人材などの活躍促進」の「(12)国際社会で活躍できる人材の育成」に内閣府の青年国際交流事業、文部科学省のフルブライト交流事業を位置づけ、より一層、高校や大学に周知することにより、人材育成を資することができるのではないか。	C	内閣府の青年国際交流事業については、県のホームページに掲載するとともに、市町村を含む関係機関へポスターの配付を伴う周知を行うなど当該活動を支援しています。引き続き、国際社会で活躍できる人材の育成の支援を行うにあたり、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
12	6	指針の用語で説明が必要なものは最終ページに一覧にした方がわかりやすいのではないか。	C	指針の内容について、項目に沿って読み進められるよう、ご意見の趣旨を参考に、説明が必要な用語については、同じページ内で注釈をつけています。
13	1	「外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進」に、地球市民かながわプラザで行っている研修も同様に記載してはどうか。難しいのであれば、等という形で記載してはどうか。	A	基本目標1「施策の方向(1)外国籍県民等がくらしやすい環境づくり」の「④外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進」に、地球市民かながわプラザで行っている研修を記載しました。
14	6	現行案では、外国籍県民等となっているが、外国人観光客、外国人留学生、日本人留学生、外国にルーツがある人々(外国籍、日本国籍を含む)、外国につながる子ども、在留外国人、中国残留邦人を統一するか、難しいようであれば、それぞれ別個に表現してはどうか。	A	本指針では、国籍にかかわらず外国にルーツのある方を「外国籍県民等」と表現しており、「外国につながるのある子ども」など対象ごとの課題や取組についても記載しているものについて、個別の呼称も使用しています。
15	3	公益財団法人かながわ国際交流財団について、多文化共生に力を入れているのは大切なことだが、日本人の海外留学、外国人留学生の就職・定着支援にもっと力を入れるべきではないか。	C	(公財)かながわ国際交流財団と連携した取組を推進していくにあたり、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
16	1	次のことについて、国に要望されたい。現在、マイナンバーカード及び在留カード、特別永住者証明書は別々に発行されており、2枚のカードが必要であるため、統合し、1枚のカードにすることで、外国籍県民等にとっても利便性が向上し、マイナンバーカードの更なる普及にも通じると考えられる。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
17	7	次のことについて国へ要望するとともに、県として取組が行えることは実施すること。 中国帰国者二世においても帰国者一世ないしその配偶者と同様に安定した老後の生活が送れるよう、また、人間の尊厳を回復し社会で活躍できる場を提供するよう、次の事項について実現を図られたい。 ・国費帰国と私費帰国との区別をすることなく全ての帰国者二世に対し、帰国者一世ないしその配偶者への支援に準じる支援給付金と老齢年金支給が可能となる法改正を行うこと。 ・全ての帰国者二世が適正な医療・行政サービスが受けられるように利用施設への通訳人の派遣・常駐を行い、又は、希望する帰国者二世に対して通訳機器の貸与を行うこと。 ・全ての中国帰国者(残留婦人、残留孤児、帰国者二世、それらの配偶者)の「人間の尊厳」を尊重し回復するため、国と自治体の各関係機関との連携を強化し、柔軟かつ実効的な「就労支援」「日本語学習・文化交流支援」「生活保護受給者への渡航期間制限撤廃」を実現するための法改正又は行政運用を行うこと。	B	ご意見の趣旨に関しては、二世・三世の就労支援の強化及び就労に結びつく日本語学習機会の充実、医療機関等への通訳派遣の対象に二世・三世を含めることなど援護施策対象者の範囲の拡充について、他の都道府県と共に国への提案活動を行っており、今後も継続してまいりたいと考えております。
18	7	次のことについて、国に要望されたい。問題の多い外国人技能実習制度を廃止し、特定技能制度に移行すること。	C	外国人技能実習制度および特定技能制度について、法案が閣議決定されるなど見直しが進められておりますので、その動向を注視するとともに、必要に応じて国への要望を実施してまいります。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
19	1	次のことについて、国に要望されたい。 日本国籍の有無、在留資格の有無にかかわらず全ての人たちにとって住みやすい社会にすることが必要である。そのためには、日本社会に今なお根深く残っている外国人に対する偏見や差別を是正する法制度を整えることが求められる。 ・国会は、外国人住民に対する総合的な人権保障制度を確立するための特別委員会を設けて外国人住民公聴会を各地で開き、外国人法制度の抜本的な改正を行い、包括的な移民政策と人権政策への転換を図ること。 ・国会は、日本国憲法及び国際人権条約に基づいて、外国人住民基本法と人種差別撤廃基本法を制定すること。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
20	7	第171回国会閣法第51号 衆議院附帯決議及び令和五年六月八日に参議院法務委員会で決議された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」を適時適切に行うよう国に要望すること。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
21	6	14ページに記載されている多言語支援センターかながわは、どこでできるかわかりづらいので、「」で囲ってみてはどうか。	A	「多言語支援センターかながわ」に修正しました。
22	7	この度意見募集についての案内がきましたが、同封されていた書類は、日本語教室の学習者に渡すレベルではないため残念ながら協力できません。日本語の文はルビがふってあるだけでは理解できません。QRを読み込んで回答しようにも最初に出てくる文章が日本語では理解されません。他の言語のアンケートもQRからは直接その言語の説明が無く、役にたちません。色々な国籍の方に意見を聞きたいのであればもっと簡便にアクセスできるようにしてください。	E	外国語による意見聴取方法について、ご意見を参考として改善に努めてまいります。
23	7	必要とされている内容が網羅されていると思います。これらの施策内容を県と連携しながら実現する場合、他課や他団体と連携を要する施策が多くあり、調整が諸々必要になると思います。また、各自治体で直面する課題やマンパワー、予算などの状況が違うため、施策の優先順位や実現のハードルはそれぞれ異なると思いますが、県下の指針として受け止めたいと存じます。	E	今後も、市町村をはじめ、関係機関と連携しながら国際施策の推進に努めてまいります。
24	7	外国人への支援の内容ばかりで、身近な外国人とのトラブルや問題に困っている地元の人への視点が欠けていると思う。	C	多文化理解を深めるための講座などの開催や、ごみ出しなど日本で生活していくうえでのルールをやさしい日本語や多言語で情報提供するなど、多文化共生の地域社会づくりに取り組んでおりますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
25	6	指針の中で一番最初に出てくる「日本語教育の推進に関する法律」に（令和元年法律第48号）を追記してみてはどうか。	A	「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）に修正しました。
26	6	特定技能制度をはじめ一般の方にはなじみがない用語については、そこで解説をつけるか最後に用語集を付け、そこで解説してはどうか。	A	特定技能制度のほか、説明が必要な用語については、円滑に読み進められるよう、同じページ内で注釈をつけました。
27	7	神奈川県単独では改善できない点は、国（法務省、総務省、厚生労働省、金融庁等）や市町村との連携、提案をお願いします。 ・在留外国人のマイナンバーカードの有効期間は在留カードの更新の関係もあり、1年で、1日でも過ぎると1000円の更新料を徴収されるので、あきらめてやめる人がいます。DXの推進により、入国管理事務所で在留カードの更新手続きがされたら自動的に延長されるようにすべきだと思います。 ・定住者が永住申請する場合は、身元保証人が必要で、身元保証人は当該外国人の生活費や渡航費用に責任を持つと記載された書類に署名が必要となっているが、万一当該費用を負担しなかった場合も、実刑判決にはならないとの裁判事例があるそうなので、この書類は不要ではないでしょうか。 ・銀行で口座を開設したりクレジットカードを作る場合、電話で本人の日本語レベルのチェックがある銀行等があり、通訳同伴でも許可されないケースが存在します。銀行が配属先からの給与の振り込み先指定の場合は特に困るケースが発生しています。 ・社会保険料の支払いに関して、外国人は保険は自分の将来のためにかけるもので、今恩恵を受けている人たちのために支払うものとは理解しづらいものがあります。また、日本に永住する予定のない外国人にとっては、国民年金への強制加入や（帰国後請求すればある程度返金されるが）、介護保険（掛け捨て）は理解しがたいようです。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
28	7	神奈川県単独では改善できない点は、国（法務省、総務省、厚生労働省、金融庁等）や市区町村との連携、提案をお願いします。 ・NHKの受信契約に関して、日本語の理解が困難な外国人はテレビでネットに接続して母国語の放送のみを見ている人もいるようなので、受信機を持っているだけで受信料を支払う必要性は再考の余地があるのではないのでしょうか。 ・言葉の不自由な外国人が正社員や契約社員に採用されるのは難しいため、夫婦ともにパート、アルバイトで何とか生計を立てている人が多いようで、年収の壁は正社員、契約社員の比率が低い外国人労働者の方が受ける影響は大きい。年収額を気にしなくてさらに働ける所得税と社会保険料の制度とすることが望ましいのではないのでしょうか。 ・パート、アルバイトで生計を立てている外国人労働者にとっては、税と社会保障費の個人負担率の高さから、カナダなど別の国への移住を考えている人が増えています。日本は少子高齢化により外国人労働者にも頼らざるを得ない状況になることが容易に予想されるので、欧米諸国の様に国の経済発展にも貢献できるように制度の改革が必要と思われます。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
29	1	「(1) 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり」の中にある「外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進」についての対策を強化する必要性を感じております。 神奈川県においては、医療通訳派遣NPO団体による医療通訳がありますが、高齢者が増え、介護分野においても通訳が必要です。介護保険制度が外国人も利用できること、その制度を正しく理解頂くことの啓蒙に加え、申請、相談、サービス提供において、通訳がないと高齢者のニーズが把握できない他、正しい情報提供にならない事例が見受けられます。 一方、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護職等においては、外国人支援に慣れておらず、多文化理解、やさしい日本語等を学ぶ研修の場が必要です。 その上で、介護サービス情報公表制度システムの項目に「外国人対応」を追加し、外国語での相談支援、食文化への対応、外国人職員の有無等の情報検索がしやすいよう整備して頂きたいです。 高齢者の課題は、可視化されにくい傾向があるため、県においては、現状把握のための調査を早急に進め、必要な対策の検討をお願い申し上げます。	C	介護保険制度の多言語リーフレットを厚生労働省が作成し、保険者である市町村が活用しています。また、県では（公財）かながわ国際交流財団と連携し、外国籍県民と日常的にコミュニケーションを行う公共サービス窓口職員や、医療従事者、介護現場従事者等を対象にした「やさしい日本語講座」を開催しております。引き続き、多文化共生の地域社会づくりに取り組んでいくにあたり、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
30	3	これからも県内企業と留学生が出会えるマッチングの場の提供の充実をお願いいたします。 人材不足に陥っている企業は多く見え、留学生への支援にあるマッチングが現行の方法では必ずしもうまくいっていないのではないかと懸念します。外国人に関わる施設の関係者にヒアリングを行うなどしてさらなる効果的な施策の展開を望みます。 特に留学生は居住場所に大変苦労しており、安定した学習場所の提供できる施設がさらに必要と考えます。 今後増加していく留学生が県内に就職していくことを促進するならば、留学生療の増加は喫緊の課題であり、中でも工学系の国立大学、理科系の公立大学、工学系私立大学のある横浜北部地域への施設開設は必須と考えます。 ぜひ今回の改訂素案に具体的な記述をお願いいたします。	B	神奈川でくらし学ぶ留学生への支援として、外国人留学生と県内企業との交流会や合同会社説明会の開催などに取り組んでいますが、引き続き県として必要な取組を進めてまいります。
31	6	多くの箇所「身分に基づく在留資格」という記述がみられます。法律的には正しい記述であるとは思いますが、「身分」という用語は特に外国の方には出身による差別などを想起させます。より分かりやすい記述に変更したほうが良いと思います。	D	「身分に基づく在留資格」は、厚生労働省の調査で使用されている表記であり、本指針で使用しています。
32	7	善良な市民（主に日本人）の平和と安全を第一に考えていただきたいと思います。外国人を無闇に迎合するのではなく、不法滞在者や犯罪者には厳しく対処していただきたい。	E	県では、県民が国籍にかかわらず、生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができる社会づくりをめざしています。
33	1	神奈川県独自で多文化や相談支援の専門性の高い方をスーパーバイザーとして設置することや、支援者が相談できる場所などを作っていただけだと思えます。また、困難事例について、さまざまな関係機関などが集まり、支援の方向性を検討する機会もあるとよいと思っています。 データ版でもよいので、介護保険や障害者総合支援法に関する多言語のパンフレットやそれらに特化した通訳や相談窓口もあるとよいのではないのでしょうか。また、多言語で対応できるさまざまな分野の事業所一覧もあると便利です。 受け入れ先となる様々な福祉施設の態勢を充実させるためにも、多文化事例に対するアドバイスをする方（日本語、相談対応、法律など各分野）を現場（医療機関、福祉施設、学校、会社、各種団体など）に派遣する制度などもあるとよいと思います。	C	介護保険制度の多言語リーフレットを厚生労働省が作成し、保険者である市町村が活用しています。また、県では、基本目標1「施策の方向(1) 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり」に、「④外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進」を掲げ、医療、福祉、教育などの関係機関の職員に対し、外国籍県民等の状況や対応を学ぶための研修などを実施していますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
34	2	基本目標2「神奈川の強みを生かした国際展開」に位置付けられている「(10)「マグカル」の推進」については、具体的に世界に発信、あるいは海外から招へいた実績がないのであれば、無理にこの指針に位置付ける必要がないのではないか。	B	基本目標2「施策の方向(10)「マグカル」の推進」においては、県内の文化芸術の多言語での情報発信などに取り組んでおり、引き続き、「基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開」に位置付けます。
35	1	「多文化理解の推進」の中で、ヘイトスピーチの根絶は最重要だと思います。ぜひ、指針の中に、ヘイトスピーチをしない、させない、という内容を盛り込んでください。	A	基本目標1「施策の方向(1)外国籍県民等が暮らしやすい環境づくり」の「⑥外国籍県民等の人権の尊重」に、ヘイトスピーチ解消に関する取組を記載しました。
36	1	多文化共生の地域社会をつくっていくことやそれを目標にした推進指針が作られることもとても重要です。ただ、きれいな言葉を並べただけにならないようにするために次の観点が重要だと思います。 ・ヘイトスピーチの根絶を目標にしているか 多文化共生社会を妨げている大きな問題として、ヘイトスピーチがあります。2016年に作られたヘイトスピーチ解消法を根拠に、ヘイトスピーチを防ぐための具体的な方法に触れた推進指針をぜひ作ってください。	A	基本目標1「施策の方向(1)外国籍県民等が暮らしやすい環境づくり」の「⑥外国籍県民等の人権の尊重」に、ヘイトスピーチ解消に関する取組を記載しました。
37	1	多文化共生の地域社会をつくっていくことやそれを目標にした推進指針が作られることもとても重要です。ただ、きれいな言葉を並べただけにならないようにするために次の観点が重要だと思います。 ・朝鮮学校を排除していないか 「官製ヘイト」と言われるように、朝鮮学校はいろんなところで排除されています。朝鮮学校に学ぶ子どもたちも、地域に共に生きる構成員です。多文化共生の地域社会を目標にするなら、朝鮮学校を排除することは許されません。この問題を「例外」扱いするような指針は本物にはなりません。ぜひその視点を加えてください。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
38	1	これから、ますます増加するであろう外国籍県民に対応するため、医療通訳派遣システム事業費を増額し、現在年一回行っている医療通訳の研修を増やすべきだ。また、それに掛かる費用も増額すべきだ。	C	外国籍県民等が安心して医療を受けられるよう、医療通訳派遣システムの運営に取り組んでいるところですが、ご意見の趣旨は、関係機関と共有し、今後の取組の参考にいたします。
39	6	問題は、市町村との役割分担です。法律で役割分担＝権限配分が決まっていない分野についての永遠の課題、つまり二重行政の問題です。国際施策に関し、市町村との関係について基本的な考え方を指針に記載してほしいのです。	C	国際施策における県と市町村の役割は、施策ごとに異なりますが、県は広域自治体として、今後も市町村との役割分担に留意しながら、国際施策を進めてまいります。
40	1	地域の方と外国人の方が接する場をもっと増やしてください。外国人が転入手続きなどで市役所に来たときは、地域日本語教室の存在やかながわ多言語センターの存在をもっと広く知らせてください	B	「地域の日本語教室」や「多言語支援センターかながわ」の周知について、今後も市町村をはじめ、関係機関と連携しながら情報提供に努めてまいります。
41	1	ボランティアに興味はあるが、きっかけがない方や、始めたいけど方法が分からない、という方が多数います。日本語ボランティア養成講座を市と連携して開催してほしいです。	B	日本語ボランティアの養成研修については、市町村と連携して実施しているところですが、地域における日本語教育の推進が図られるよう、引き続き、県として必要な取組を進めてまいります。
42	1	地域の人と外国の方が協生する社会をもっと推進すべきと思います。市民に対してもっと外国の方との接点を多く作ってください。	A	基本目標1「施策の方向(6)多文化理解の推進」に、地域における多文化理解の推進を掲げ、具体的な取組を行っています。
43	1	外国人の子どもの支援を充実させてください。	A	基本目標1「施策の方向(3)外国につながるのある子どもたちへの支援」に具体的な取組を記載しました。
44	3	外国人労働者と会話していると、仲介ブローカーに50万とか100万円を借金して来日したり、最低賃金も守られていないケースが多い。悪質な仲介ブローカーと最低賃金のチェックを強化してもらいたい。	E	最低賃金は、労働基準監督署の所管となり、入国管理は、出入国在留管理庁が所管となります。
45	1	地域の日本語教室はボランティアによって支えられています。ボランティアのための研修を増やしてほしいです。	B	日本語ボランティアの養成研修については、市町村と連携して実施しているところですが、地域における日本語教育の推進が図られるよう、引き続き、県として必要な取組を進めてまいります。
46	6	ガイドラインの適用対象がよく分からない。ガイドラインが作りっ放しになっていないか。PDCAが実践されているか。	C	神奈川県民、NGO・NPO、市町村、企業などすべての人を対象にしています。本指針は、国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示すものですが、各施策の取組状況を把握し、国際施策の推進に努めてまいります。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
47	3	グローバル人材の採用への取組みは是非推進していただきたいと思います。県の施設から積極的に外国人を採用し、異文化を受け入れる風土をつくっていただくと、民間も採用していきやすいのではないのでしょうか。	C	外国人材の活躍促進のため、外国人留学生の県内企業への就職支援などに取り組んでいるところです。なお、本県職員の採用試験については、一部の試験区分を除き外国籍の方も受験可能となっております。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
48	6	「2 国の動き」「(1) 出入国管理及び難民認定法などの状況」補完的保護対象者の認定のメリットとして、「安定した在留資格」を挙げていますが、「定住支援プログラム」の対象となることも、対象者の生活支援に大きくメリットであると考えられます。	A	「2 国の動き」「(1) 出入国管理及び難民認定法などの状況」に、定住支援が受けられることを記載しました。
49	1	「(1) 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり」災害時に外国人犯罪に関するデマ等が発生することを踏まえ、「施策の展開」に、(外国籍県民等以外の) 県民に対する啓発についての記載があってもよいのではないのでしょうか。日頃から、という観点から、「(5) 災害時などにおける外国籍県民等への支援」ではない箇所に記載があるとよいと思います。	B	多文化理解を推進するため、関係機関と連携したセミナーなどを通じ、県民に対する多文化理解の推進に取り組んでいます。
50	1	改定素案17ページ「日本語教育の充実」日本語教育に力を入れてほしいです。日常会話だけでなく、仕事での会話、ゴミ捨てなどの地域のルール、犯罪被害にあった時の相談時の会話、差別を受けた時の相談時の会話、何か困ったことがあったときに役所などへ問い合わせる時などの様々な状況の日本語を学べるようにしてください。	B	ごみ捨てのルールなど生活オリエンテーションを組み込んだ日本語講座を実施していますが、地域における日本語教育の推進が図られるよう、引き続き県として必要な取組を進めてまいります。
51	4	改定素案21ページ「非核・平和推進の普及」「海外が悪い」「日本が核兵器を持って海外に核兵器を使用できるようにするべき」というようにならないように平和推進の取組をお願いします。	A	基本目標4「施策の方向(15) 非核・平和意識の普及」の取組に、具体的な取組を記載しました。
52	4	改定素案21ページ「非核・平和推進の普及」神奈川県民が日本語以外で、「非核・平和推進の普及」のメッセージを話せるように啓発を進めてください。国内で平和が大事だと思うことは大事ですが、海外に向けて平和を伝えられるようにすることも大事だからです。	C	非核・平和意識の普及に取り組んでいるところですが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
53	1	改定素案17ページ「外国籍県民等がくらしやすい環境づくり」海外では同性同士で法律婚できる国があります。法律婚している同性カップルが神奈川県に住んだ時に、同性同士で法律婚している関係だとして神奈川県や県内の自治体に対応し、くらしやすい環境をつくってください。	C	県内の全市町村がパートナーシップ制度を導入しており、連絡会議等で市町村の意見をしっかりと聞きながら、連携が進むよう、調整に取り組んでまいります。
54	2	改定素案19ページ「外国人観光客の誘致促進」海外では同性同士で法律婚できる国があります。法律婚している同性カップルが神奈川県に観光にきた時に、同性同士で法律婚している関係だとして神奈川県内の観光業界に対応し、観光しやすい環境をつくってください。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
55	1	改定素案18ページ「外国につながる子どもたちへの支援」同性愛や両性愛、性別違和などに悩む外国につながる子どもがいた時に支援できる体制をつくってください。同性が好きな人がいることや、性別に違和感を持つ人がいることは変なことではなく、社会には同性がパートナーの人や、戸籍の性別を変えて生活している人がすでにいることを子どもに伝えて、子どもの悩みを聴けるようにしてください。	B	当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、専門相談員を派遣して性的マイノリティ(LGBT等)に特化した個別専門相談を実施する「かながわSOGI派遣相談事業」を実施しています。
56	1	川崎市の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」のような条例を神奈川県として導入してください。外国籍や海外にルーツがあるという理由での差別に対応する条例を導入して、国際施策を推進してほしいです。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
57	7	日本で暮らす外国人が増加しており、そのほとんどは社会のルールを守り、日本の産業を支えてまじめに働いているが、外国人による犯罪も増加している。犯行後に日本国外へ逃亡した場合、容疑が明らかで現在の居場所が分かっているにもかかわらず、国外に日本の司法権が及ばないために、逮捕して日本で裁判にかけられない。また、逃亡先の国でも裁判にかけられていない。国外へ逃亡してしまえば処罰されないため、逃げ得となっている。そこで、次の事項を国に要望されたい。 ・逃亡した犯罪者の多い諸外国との間で、犯罪者引渡し条約を締結すること。 ・（条約発効までは）逃亡した犯罪者を、日本の法律の代わりに諸外国の国内法により処罰する代理処罰を行うよう諸外国政府と積極的に外交交渉を進めること。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
58	1	外国籍人口を上げざるを得ない状況の中、移民を受け入れ労働人口・経済規模を上げる具体的な施策が必要なことは、一般市民でも明白な問題です。 ボランティアレベルでなく指導者レベルの日本語教師人材を育成するプロジェクトなどを立ち上げ、民間教育機関と共催で指導者育成するなど、新しい試みを期待します。また、人材募集にあたっては、プロを育成するからには、試験（論文や必要に応じて語学）を課し、本当に日本語指導員として適任と思われる人材を確保し、指導員としての能力を育成する一方で、その人材が働く場として半民半官の語学学校のようなものを立ち上げるなどすれば、日本人雇用も確保されるかと思えます。 移民を日本の労働力として受け入れるからには、日本語教育は無料で実施できる仕組みづくりなど、欧州移民国（ドイツ、フランスなど）を参考に、神奈川県がロールモデルとなるよういち早く取り組まれることを、県民として期待しております。	C	県は、各地域の実情に応じた日本語教育の総合的な体制づくりに取り組んでいますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。なお、外国人労働者向けに、職場において日本語でスムーズにコミュニケーションを取れるようにするための日本語教室を実施しています。
59	1	子どもに対して日本語が話せるようになるための学習支援だけではなく、アイデンティティの尊重として母語支援も必要ではないか。	C	外国につながるのある子どもたちへの支援は重要であり、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
60	1	在県外国人の2割が50代以上。現在高齢者への対応、今後、高齢になる人の対応が記載されていない。なぜ子どもについては記載しているの高齢者は記載がないのか。今後、重要な課題になることが人口から見て分かるため、先を見据えて考える必要があるのではないかと。また、高齢者への支援を手厚くすることで社会保険料を払う意味を在県外国人に分かってもらえるのではないかと。	C	介護保険制度の多言語リーフレットを厚生労働省が作成し、保険者である市町村が活用していますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
61	6	全体的に施策の方向性が横浜等の中心部にむけた内容になっているのではないかと。	E	神奈川県全域に向けた施策の方向としています。
62	1	外国人の生活を支援していくならば、福祉の視点は必要不可欠である。	A	基本目標1「施策の方向（1）外国籍県民等がくらしやすい環境づくり」の「③外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進」に具体的な取組を記載しました。
63	3	外国人を雇用する側の体制への支援が重要。	A	基本目標3「施策の方向（14）外国人材が働きやすい環境づくり」に具体的な取組を記載しました。
64	7	行政は方向性を示すだけで実働は民間団体である。フォーマルなサービスだけではなく、インフォーマルなサービスが必要。	C	企業やNPOなどの民間団体などと連携し、取り組んでいますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
65	3	コロナによって失業し、生活に困窮した外国人が多かったが、外国人の置かれている雇用を再考しなければ同様のことがおきる。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
66	1	多文化理解の促進の記載があるが、朝鮮学校の補助金停止について県として妥当だと考えているのか。	E	県は、平成23年に朝鮮学校の教科書から、拉致問題の記述が削除されて以来、教科書を改訂し、拉致問題を明確に記述するよう、繰り返し求めており、拉致問題の明確な記述のある教科書への改訂を確認したら、交付する考えです。
67	3	神奈川県が異文化コミュニケーションを尊重する社会を推進し、文化の多様性に貢献していくため、異文化交流会（祭）や国際イベントを開催することができます。例えば地元の教育機関と国際学校との連携、各国間の学生と学生のコミュニケーションを増やして、国際的キャンパスを設立し研究協力を促進します。そして、グローバル人材の活躍を上げるために、技術者や企業家、さまざまな分野の専門家に対して、より多くの雇用優遇を行うことができます。以上によって、神奈川県は国際化のニーズに対応するために、経済的、文化的、社会的な観点からトータルで持続可能な提案をする必要があります。	C	日本人生徒・学生と外国人留学生などのふれ合いの場でもある「かながわ国際ファンクラブKANAFAN STATION」を中心とした交流イベントの開催や、多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」などの開催に取り組んでいるところですが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
68	1	外国籍県民が安心して地域で暮らすための生活課題の共有と、具体的な方策について、福祉・国際・労働等の分野を超えた関係者による協議の場が作られること。	B	国際、労働、教育等、複数の分野の委員で構成している、かながわ国際政策推進懇話会において、外国籍県民等をとりまく課題などについて協議しております。
69	1	外国籍県民が高齢期に身近な地域で安心して暮らせるように、従来の福祉サービスの利活用を含めて、母語で理解できるための通訳者の養成、文化的な環境が整った交流の場づくり、サービス開発など、地域福祉活動や福祉サービスにつながるための環境づくりを進めること。	C	保険者である市町村は、厚生労働省が作成する介護保険制度の多言語リーフレットを活用しており、県では、外国籍県民等が医療や公的サービスを受ける際の言語支援を行う通訳者の養成に取り組んでおりますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
70	1	「言葉や習慣の壁」の解消に向けた支援と並行して、個々の母国の言語、文化といった外国籍県民の“アイデンティティ”を尊重していくための当事者支援も進めること。	C	基本目標1「施策の方向(6)多文化理解の推進」で、外国籍県民等の文化的背景などの理解促進に取り組んでおりますが、今後、外国籍県民等がさらに増加することを踏まえ、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
71	1	子どもたちへの支援が教育、子育て支援等を中心に示されている一方、高齢者に対する具体的な施策が示されていない。2ページに記載されているとおり、県内で暮らす外国籍県民の2割強が50代以上となっており、今後も増えていくことが見込まれる状況等を踏まえ、雇用や社会保障等を含めた支援を進めていくこと。	C	保険者である市町村は、厚生労働省が作成する介護保険制度の多言語リーフレットを活用しており、県では(公財)かながわ国際交流財団と連携し、外国籍県民等を対象にした日本の社会制度を学ぶセミナーの開催など、介護保険等の社会制度の理解促進に取り組んでおりますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
72	3	県の「外国人介護人材受入施設環境整備事業資金」については障害者支援施設も対象とすること。	A	基本目標3「施策の方向(14)外国人材が働きやすい環境づくり」に、外国人介護人材受入施設環境整備事業についての取組を記載していますが、外国人介護人材を受け入れる障害福祉施設を対象とした環境整備事業も実施することとしました。
73	3	外国人介護人材について、宗教や文化についての日本との違いや、そのサポートに関して現場を支援するための情報提供が十分に図られること。	B	ご意見については、介護事業所に対する個別相談支援や施設向けの各種セミナーを実施しており、基本目標3「施策の方向(14)外国人材が働きやすい環境づくり」の「②企業などへの普及啓発・支援」に位置付けて取り組んでいます。
74	3	外国人介護人材が日本語能力だけでなく、介護福祉に従事するための職業倫理、専門性を確保するための研修プログラムの構築など、法人・事業所における人材育成への支援策を強化すること。	C	外国籍県民を対象にビジネスマナー研修の実施、また、事業所向けに外国人材の受入環境の整備や各種研修受講に係る補助を実施していますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
75	3	外国人介護人材の受け入れる環境づくりを全県的にやっていることを、社会に発信し、理解を広げ、福祉・介護現場で安心して働くことができる環境を作ること。	C	すでに、県ホームページにて、外国人介護人材の受入れ環境づくりに係る事業案内を掲載していますが、ご意見の趣旨を参考に、体系的に把握できるよう対応いたします。
76	1	住まいを確保するための支援策を強化すること。	A	基本目標1「施策の方向(1)外国籍県民等が暮らしやすい環境づくり」に、外国籍県民等の住まいに関する取組を記載しました。
77	6	改定素案7ページ「(4)外国人労働者の状況」<表3>の「専門的・技術的分野」は、2022(令和4)年、29,698人となっている。8ページの欄外に在留資格の項目については記されているが具体的な内訳になっていない。29,698人がどのような割合になっているのか。単年度であれば円グラフ、複数年を取り上げるならば棒グラフでの掲載が必要と考える(なぜなら、外国人の国内労働については在留資格によるものとされているからです)。	D	外国人労働者の「専門的・技術的分野」に該当する在留資格別の人数は公表されていないため、本指針に掲載していません。
78	6	改定素案14ページ「【5】外国人材が活躍できる環境づくり」において、「特定技能2号の対象分野の追加」という最新の政策動向を取り上げることは理解できるが、「介護」においては、国策として、「経済連携協定(EPA)」、「介護」の在留資格、「技能実習」、「特定技能」の4つの制度に基づき進められてきており、特定技能2号ではない「介護」においても人材不足は以前から深刻な問題としてあげられている。 また、記載内容が全体的に活躍できる環境づくりを「企業」努力、地方公共団体は後方的支援で進めるといった印象が強く感じられるため、社会福祉法人が中心である「介護」や「福祉」においては、馴染みにくい。可能ならば、「企業、法人」もしくは「事業所」の方が表現としてはふさわしいと考え、制度やしくみ等をつくるうえでの地方自治体の役割が大きいことを付記しておく必要がある。	A	本指針は、全体的な方向性を示すものであるため、個別業種に特化した課題については記載しませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、「企業」の記載を「企業や団体」に修正しました。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
79	1	実際に災害が発生した時の施策が記載されていますが、それだけでなく、災害が発生する前の日頃からの防災についての取り組みも記載すべきと考えます。また、市としては災害時最前線に対応に当たる職員に対して、支援方法等の提供を望みます。	A	基本目標1「施策の方向(5)災害時などにおける外国籍県民等への支援」に、災害時や感染症拡大時に備えた情報提供や災害多言語支援センター設置訓練、会議の場などを通じた県市町村間の情報共有に関する取組を記載しました。
80	2	世界に向けて、あらゆる角度から見た日本をより余すところなく表現・発信できるようにするために、日本の特色—とりわけ神奈川県の特徴を具えた芸術・体験といったイベントを多方面で普及・推進することを希望します。 日本の伝統芸術は全世界の人たちに広く理解してもらうだけの価値があります。	A	基本目標2「施策の方向(10)「マグカル」の推進」に、神奈川の魅力的なコンテンツの情報発信について、具体的な取組を記載しました。
81	7	日本に暮らす外国人へのサービスや支援の各テーマは広範にわたっており、とても重要だと思う。また、戦争や明らかに世界中の社会に非常に深刻なダメージを与えているその他の諸問題に反対するための教育を支援する方法として政治的なテーマを取り扱うことも重要である。	E	今後も、多文化共生の地域社会づくりをはじめ、国際施策を着実に推進してまいります。
82	7	日本に住む外国人に向けた業務に、サポートや指導があるのはとても大切な点だと思う。 多文化に対する意識や改善に取り組んでいるという事実を知るだけでも、とても元気づけられる気がする。 また、戦争や、北朝鮮といった民主主義ではない国を当然のこのように考えてはいけないというテーマについても扱っているが、それも非常に重要なことだと思う。	E	今後も、多文化共生の地域社会づくりをはじめ、国際施策を着実に推進してまいります。
83	1	日常生活に必要な日本語の勉強を助けて欲しい。	B	市町村と連携した日本語初心者の外国籍県民等に対する日本語講座の実施などに取り組んでいますが、引き続き、県として必要な取組を進めてまいります。
84	1	日本に生まれた、または外国にルーツを持つ子どもたちの権利や福祉の支援を今後良くしていく。	C	外国につながるのある子どもたちへの支援に取り組んでおりますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
85	1	外国人のいろいろな習慣、慣習、祝祭を理解する。	A	基本目標1「施策の方向(6)多文化理解の推進」に、地域や学校などにおける具体的な取組を記載しました。
86	3	外国人労働者と日本人労働者を同じように扱う。	C	外国人労働者が働きやすい環境づくりに取り組んでおりますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。
87	1	神奈川県に住む人、労働者、学生それぞれにとって重要な(必要な)支援を行う。 日本の物価が高くなっているため、日常生活に必要なもの(の提供)、利用したり、暮らしやすくするためのいろいろな努力(施策)を希望する。 神奈川県には、国際化を秩序正しくより良いものにつつ、在住の外国人にできるだけ良い方法で支援を充実させて欲しいと、心から訴えます。	C	外国籍県民等がぐらしやすい環境づくりに取り組むとともに、労働や教育など個別の分野に係る取組を推進しておりますが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考にいたします。